



発行
東京都

目次

告示

- 平成二十九年第四回東京都議会定例会の招集……（財務局主計部議案課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…（環境局多摩環境事務所環境改善課）…二
- 介護保険法による指定市町村事務受託法人の変更…（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）…三

告示

●東京都告示第七百二十七号

平成二十九年第四回東京都議会定例会を、十二月一日に招集する。

平成二十九年十一月二十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第七百二十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第六百八

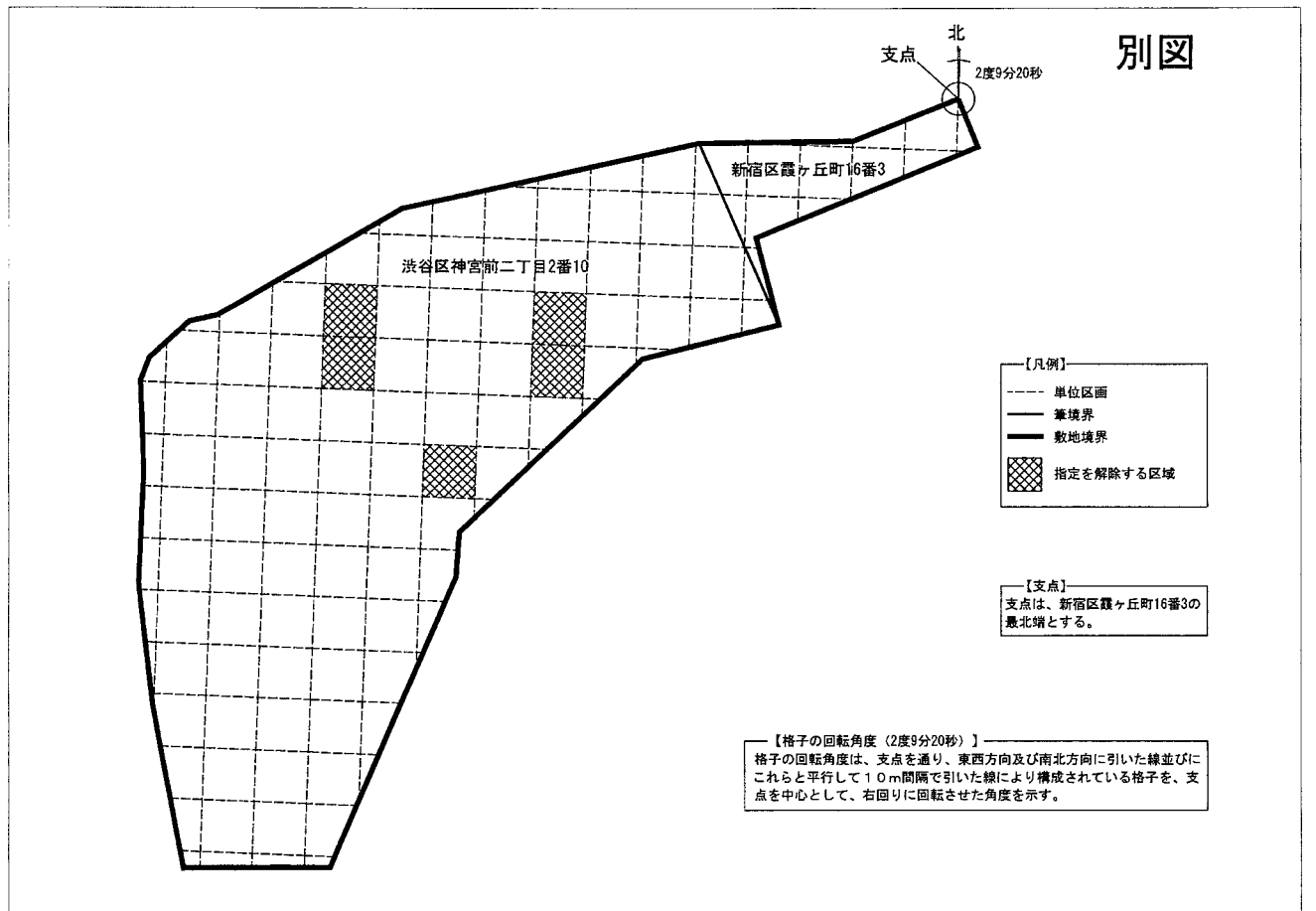
十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（渋谷区神宮前二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第七百二十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

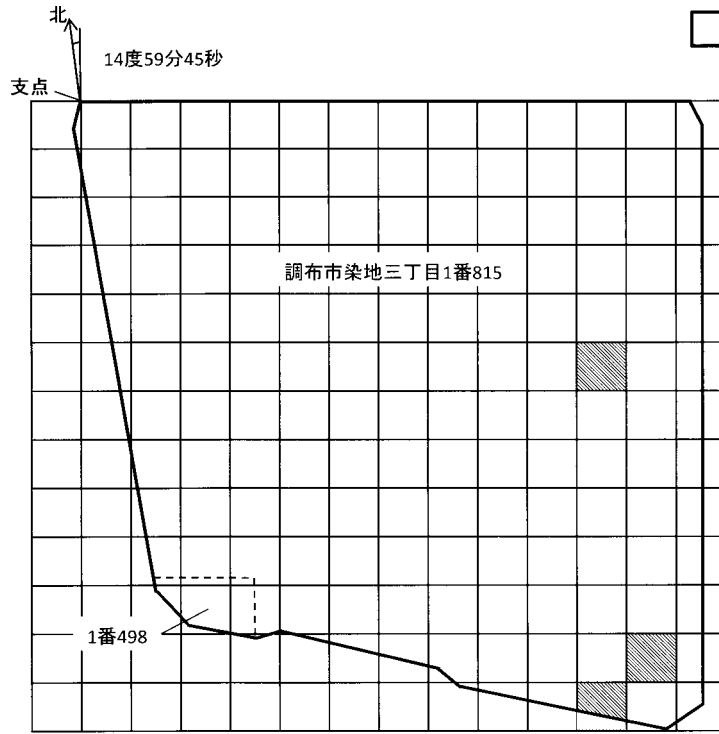
平成二十九年十一月二十四日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(調布市染地三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 敷地境界
 - : 筆境界
 - ▨ : 形質変更時要届出区域

【格子の回転角度 (14度59分45秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】
 支点は、調布市染地三丁目1番815の最北端とする。

●東京都告示第七百三十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条の二及び介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の二の規定により指定した指定市町村事務受託法人から、同令第十一条の三第一項の規定により変更の届出があったので、同令第十一条の六の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十四日

東京都知事 小池百合子

名称	変更	変更前	変更後	変更年月日
----	----	-----	-----	-------

特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究会	事務所の所在地	東京都千代田区飯田橋三丁目十一番四号七ビル二〇一号	東京都千代田区飯田橋二丁目九番三号かすがビル十階	平成二十九年六月二十八日
------------------------	---------	---------------------------	--------------------------	--------------

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001